世界大恐慌期の債務再交渉――一九三三年五~六月ベルリン債務会議を中心に一

西牟田祐一

は じ め に―問題の所在―

イツ投資であった。すなわち全体の約四分の一が対ドイツ と世界大恐慌を見ていく上では、アメリカ合衆国とドイツと ではならこれに先立つ一九二○年代はアメリカの対外投資 なぜならこれに先立つ一九二○年代はアメリカの対外投資 なぜならこれに先立つ一九二○年代はアメリカの対外投資 なぜならこれに先立つ一九二○年代はアメリカの対外投資 なぜならこれに先立つ一九二○年代はアメリカの対外投資 なぜならこれに先立つ一九三一年に世界的規模に広がった をしているとがとりわけ有益である。

投資であり、ドイツは一国レベルではこの時期のアメリカ

にはドイツ四大銀行の一角ダルムシュタット・ウント・ナーにはドイツ四大銀行の一角ダルムシュタット・ウント・ナーカ三一年五月、まずオーストリアの大銀行クレディット・アンシュタルトの倒産が起きるが、それに続いて七月か、この「引き揚げ」の経済的および政治的影響が最も大きかったのがドイツであったということである。すなわち、きかったのがドイツであったということ、これが第一点。(後の最大の投資先であったということ、これが第一点。(後の最大の投資先であったということ、これが第一点。(後の最大の投資先であったということ、これが第一点。(後の最大の投資先であったということ、これが第一点。(後の最大の投資先であったということ、これが第一点。(後の最大の投資先であったということ、これが第一点。(後の最大の投資

行が一時支払い停止となる「ドイツ銀行恐慌」が勃発する。

(通称ダナート銀行) が倒産し、ドイツの全銀

チオナル銀行

とドイツの関係に焦点を当ててみていくことの重要性に気 ル共和国の没落とナチ政権の成立)についてはよく知られて けなのである。 これこそアメリカ恐慌が世界大恐慌となった大きなきっか いる。こうした意味において世界恐慌期の動態をアメリカ その後のドイツの政治的な展開 (ワイマ 1

づかされるのである。

ところで対外投資一般のカテゴリーは大きく三つの形態

時期ドイツ国債や地方債さらにはドイツ企業社債がニュ においてはニューヨークにおけるドル建ての対外証券発行 ゴリーは、 が勃興する時期に当たっている。対ドイツに関してもこの 発達していた。それに対して我々が考察する一九二〇年代 前にはロンドンにおけるポンド建ての証券発行が体系的に 向けての対外証券投資である。これはもともと第一次大戦 に分類される。その第一は、 ヨークでドル建てで多数発行されたのである。 諸企業の在外子会社の設立や現地企業の国境を 国際金融センターから世界に 第二のカテ 1

する銀行が出てきたのである。その代表例が先に見たダ

ことをドイツ国内での銀行間競争の強力な手段として活用 在する銀行間での国際的な短期資金の移動である。 されている。第三のカテゴリーは投資元国と投資先国に所 対ドイツに関してもこの時期とくにアメリカ企業の対ドイ の銀行の中にはこうした形での外国短期資金を引き入れる の投資資金になる形が多く見られた。そればかりかドイツ カの短期資金がドイツに流れ、そこからドイツの カの銀行がドイツの銀行に預金をするなどの形態でアメリ 〇年代のアメリカの銀行とドイツの銀行の間でも、 ツ直接投資が目立った存在としてあったことはすでに指摘 ○年代はそれの生成過程として位置づけられるのであり、 諸産業 アメリ

ばならない。 際のところ大いに違った運動形態をとる点に注目しなけれ 資が縮小、 増大する時期には同じ方向に向かって動くのであるが、投 ナート銀行である。 これら三つの形態における対外投資は、 あるいは 「引き揚げ」られる過程にお おおむね投資が いては実

にあって在外子会社への投資を今後どうするかという問題 まず第二の形態の対外直接投資について見れば、 不況 下

資

(多国籍企業の形成)

は、

研究史上は第二次世界大戦後の

アメリカ対外投資の特徴として指摘されてきたが、一九二

従って企業の多国籍企業化が進んでいく。この対外直接投 超えた合併・買収を伴う対外直接投資である。この進

行に

れる。 引き揚げが起こりうる。いわゆる「ホット・マネー」の異 好況期にきわめて急速に増大するものの不況下では急速な ŋ は、 つまりデフォ から引き揚げられることはあるが、証券自体は持ち手を代 での間は一年ごとあるいは半年ごとなどに利子払いが行わ 資であり、国公債・社債などの債券の場合満期はたとえば である対外証券投資についてはどうであろうか? 名があるのはまさにこのためである。それでは第二の形態 これに対し第三の形態である国際短期資金移動について見 は現地企業などに売却して当該国からの撤退をする場合も えて存続する。 五年、一〇年、 れば、これは景況の影響を極めて受けやすいものであって、 あるが、長期的な見通しがあると考えた場合は存続する。 しく見るように、証券投資は一般に一年以上の長期資金投 満期が来れば全額が償還されるか借り換え債が発行さ 見通しがないと見れば在外子会社を閉じるか、 市場での売却によってある投資主体の資金が当該国 が 困難になり実際に一時停止されることになれば、 第一義的には経営の意思決定に関わるものであ ル 一五年等という期間をもっている。 不況下にあってもし当該証券 1 (債務不履行) という状態に陥れば、 (債券) 後で詳 あるい 満期ま の利 次

> は実際上未検討に終わ 的な銀行間短期資金移動との間の重要な運動形態上の相違 それゆえに対外的な長期資金移動としての証券投資と国際 金移動)とは大きく異なった運動形態なのであり、 対外証券投資の)短期資金移動 たり再交渉が行われることになるのである。この「デフォ 行した国・地方自治体あるいは企業)あるいはその代表者と 者 なった段階で従来の諸研究は検討をやめてしまっている。 況下で著しく異なった様相を見せるものなのである。 ルト→再交渉」というステップが証券投資の(従ってまた のあいだで当該債務の今後の支払い条件をめぐってさしあ のステップは何であるかといえば、 ところが対外投資証券がデフォルト (証券の保有者) あるいはその代表者と債務者 っているのである。 (従ってまた国際的な短期資 それはこの時点で債権 (債務不履 ここに研究史上 (証券を発 特に不 行に

ンクに債権者代表が集められ、債務者代表のライヒスバンこで実際には一九三三年五月末からベルリンのライヒスバ界大不況の深刻化の中でデフォルトに陥ることになる。それたドル建ての国公債や企業社債は、一九三一年以降の世 ドイツにおいても一九二〇年代にニューヨークで発行さ

の大きな欠落点が存在している。

ている。この債務再交渉の一つの具体例として検討している。この債務再交渉の会議は、記録が残されている限ちの第一回ベルリン債務会議を題材として取り上げ、世界ちの第一回ベルリン債務会議を題材として取り上げ、世界ちの第一回ベルリン債務再交渉の会議は、記録が残されている限大恐慌期における債務再交渉の会議は、記録が残されている限大恐慌期における債務再交渉が行われ

ここで使用する資料は次のとおりである。まずプリンストン大学図書館所蔵のジョン・フォスター・ダレスによる中に前記三つのベルリン債務会議のJ・F・ダレスによる中に前記三つのベルリン債務会議のJ・F・ダレスによる大妻として出席したことからくるものである。このダレス大書の中にはそれに先立ってダレスがベルサイユ講和会議文書の中にはそれに先立ってダレスがベルサイユ講和会議で書の中にはそれに先立ってダレスがベルサイユ講和会議で書の中にはそれに先立ってダレスがベルサイユ講和会議で書の中にはそれに先立ってダレスがベルサイユ講和会議で書の中にはそれに先立ってダレスがベルサイユ講和会議で書の中にはそれに先立ってダレスがである。まずプリンスに時期からの一連の文書も残されている。従って本稿はおた時期からの一連の文書も残されている。従って本稿はおいた。

一 一九二〇年代アメリカの

「ドーズ案」形成過程における米独当事者対ドイツ証券投資の展開

1

しの確信では、これについての解決策は最終的なものでは 関係にあった。シャハトのダレス宛書簡は続く。「わたく 務めており、シャハトとはすでに一九二〇年以来の知己の 議の賠償問題小委員会においてアメリカ代表の法律顧 手弁護士の一人で、企業法務を担当する一方ベルサイ 番地に位置する法律事務所サリヴァン&クロ 方J・F・ダレスは当時、ニューヨーク・ウォール街四八 行 シャハトは当時ドイツの大手商業銀行の一つナチオナル銀 ジョン・フォスター・ダレスへの手紙を書き始めてい ヤルマール・シャハトは一九二二年三月二〇日このように それはドイツ賠償問題の解決策が見つからないからです。」 あり得ず、 とも安定的な状態を再建するために二年か、 「ヨーロッパの政治状況はどんどん悪くなっています。 (National Bank für Deutschland) わたくしの考えはヨーロッパに正常なあるいは少なく ただ暫定的なものでしかあり得ないと思われま の頭取を務めていた。 ムウ あるいは五年 Í ル 問を · ユ 会 の若

このローンは短期間で償還されるでしょうから、従って四 このローンの償還は第一級の工業界及び商業界の人々のコ とえば五○億金マルクのローンを受けられるようにし、そ この五年間の間に国際政治的なトラブルが収束し、経済的 れるでしょう。 ○年や五○年を償還期間とする政府借款よりもずっと好ま 戦を通じても何ら国際的な信頼を失っていないからです。 ントロール下に置かれるようにします。なぜなら彼らは大 不動産をベースにせず、むしろ世界商品をベースにします。 政治的なものではなく、また何ら政治的な条約や義務に基 よって行うというものです。 はなくして、民間諸会社へのローンの債券(社債)発行に は、このローンを国家の借款債券 の保証をどのように見つけられるかです。わたくしの考え ローンをどのように見つけられるかであり、それについて の一部はただちにフランスに供与されます。 づくものでもありません。またこのローンの保証は国内の いは五年の間ストップされるべきです。同時にドイツはた わたくしの想定の一 わたくしが想定したローンは、 (国債) を発行するので 般的な帰結としては、 問題はこの

ここにはのちにドイツ賠償問題に関する「ドーズ案」と

ランスにとっての利点は五〇億金マルクを得られることで えられるでしょう。現在最大の金融的困惑を被っているフ きるでしょう。すべての世界は五年間の間に賠償問題のた た除去されることにつながるだろうというものです。」 あり、その間にフランスとドイツの間の政治的諸対立もま めにさらに何が行われるべきかを包括的に考える期間が与 力を再建し、さらなるダンピングなどを回避することがで を安定化するチャンスを与えられ、それによってその購買 及び金融的な諸状況が再建され、 トップするだろうということです。 マルクの価 ドイツは国際的 値下落 記な立 が ス

まで、

の期間を与え、

えるというものです。

ドイツの賠償金に関わる全ての支払その後さらに何がなされ得るかを考

ヨーク投資銀行界の雄J・P・モルガン商会の実質的な代題、対立を緩和し、それを基礎に賠償問題への解決をもたらそうというものである。シャハトはダレスへのアピールらそうというものである。シャハトはダレスへのアピールらそうというものである。シャハトはダレスへのアピールらることへの示唆を行っていると言うことができよう。実言ってよいのではなかろうか。つまりドイツの民間経済を言ってよいのではなかろうか。つまりドイツの民間経済をして結実するものの原型的なアイデアが出てきているとして結実するものの原型的なアイデアが出てきていると

賠償問題委員会への関与から現実の「ドーズ案」の形成に表者であるトーマス・W・ラモントに伝えられ、同商会の

つながって行く。

一九二二年四月一日「親愛なるトム (トーマス・W・ラモン・フォスター・ダレス。」 一九二二年四月一日「親愛なるトム (トーマス・W・ラモン・フォスター・ダレス。」

つことでしょう。ジョン・フォスター・ダレス。」 一九二二年四月一五日「親愛なるシャハト博士。わたく しはあなたの賠償問題の解決に関する三月二○日付の手紙 には中国及びメキシコの案件の担当で渡欧するのですが、 には中国及びメキシコの案件の担当で渡欧するのですが、 には中国及びメキシコの案件の担当で渡欧するのですが、 しはあなたの賠償問題の解決に関する三月二○日付の手紙 して、だイツ)賠償問題についても討議する機会を持 もちろん(ドイツ)賠償問題についても討議する機会を持 して、おいて、おいて、 のことでしょう。ジョン・フォスター・ダレス。」

(2) 「ドーズ案」の下でのニューヨークにおける

ドイツ・ドル建て外債の発行

まず育一こ、「ドーズ公賣」「ヤング公賣」などのドイソ全体として「ドーズ案」の枠組みの下でアメリカ・ニューヨーク証券取引所で発行されたドイツのドル建て外債の一高。。

政府(ライヒ)債も発行されていることである。その額の政府(ライヒ)債も発行されていることである。その額の比率は発行債券の全体額の約一五%を占めている。そしてエルン自由国債など)やドイツ諸都市債(たとえばバイエルン自由国債など)やドイツ諸都市債(たとえばバイエルン自由国債など)やドイツ諸都市債(たとえばバイエルン自由国債など)やドイツ諸都市債(たとえばバルリン市債など)が発行されている。その額の比率は別している。その発行主幹事は、J・P・モルガン以外を占めている。その発行主幹事は、J・P・モルガン以外を占めている。その発行主幹事は、J・P・モルガン以外を占めている。

れらの発行主幹事投資銀行は、やはりJ・P・モルガン以め、債券の種別では最も大きな割合を占めている。またそれていることである。その額の比率は全体の約六七%を占さらに第三には、ドイツの民間諸企業社債が多数発行さ

表1-A 1924年-1930年にニューヨーク市場で発行されたドイツ・ドル建て外債一覧表(分類別発行順)

ドイツ政府(ライヒ)債:

	208,250,000	小計		
J.P. モルガン& Co.	98,250,000	5.5	1930-1965	ドイツ政府国際債(ヤング公債)
110,000,000 J.P. モルガン& Co.	110,000,000	7	1924–1949	ドイツ政府外債(ドーズ公債)
発行主幹事	発行全額 (ドル)	利子率	期 間 (発行年-満期年)	名 萘

ドイツ諸邦(State)債:

	ハンブルク国大蔵省債	バイエルン自由国大蔵省債	プロイセン自由国債	ハンブルク国債	プロイセン自由国債	バイエルン自由国第二債	アンハルト自由国債	ハンブルク国大蔵省債	プレーメン国債	オルデンブルク自由国債	バイエルン自由国第一債	名称(
	1927-1928	1927-1928	1927-1952	1926-1946	1926-1951	1925-1945	1926-1946	1925-1926	1925-1935	1925-1945	1925-1945	期 間 (発行年-満期年)
수 라	5		6	6	6.5	6.5	7	5.5	7	7	6.5	利子率 (%)
135,000,000	5,000,000	20,000,000	30,000,000	10,000,000	20,000,000	10,000,000	2,000,000	5,000,000	15,000,000	3,000,000	15,000,000	発行全額 (ドル)
	インターナショナル・アクセプタンス・セキュリティーズ	エクイタブル・トラスト Co.	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン& Co.	バンカ・オブ・マンハッタン・トラスト Co.	ブラウン・プラザーズ・ハリマン& Co.	チェース・ナショナル・バンク	A.G. ベッカー& Co. 及びイーストマン・ディロン		ギャランティ・トラスト Co.	アメス・エメリック& Co.	チェース・ナショナル・バンク	発行主幹事

1924年-1930年にニューヨーケ市場で発行されたドイツ・ドル建て外債一覧表(分類別発行順)

イツ諸都巾賃:

		103,000,000	小 計		
	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン& Co.	3,500,000	7	1929–1939	ハノーファー市債
	E.H. ローリンズ& Sons	6,250,000	6.5	1928-1953	フランクフルト・アム・マイン市債
	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン& Co.	15,000,000	51	1928-1958	ベルリン市債
<u> </u>	チェース・ナショナル・バンク	5,000,000	6	1927-1952	ニュルンベルク市債
<u> </u>	チェース・セキュリティーズ・コーポレーション	2,000,000	5.5		ケムニッツ市一年債
	プレア& Co.,Inc.	2,000,000	5.5		ハノーファー市一年債
<u> </u>	シュパイヤー& Co.	5,000,000	7	1926-1947	ライプチッヒ市債
<u> </u>	ニューヨーク・トラスト Co.	4,500,000	7	1926–1951	バーデン自治体合同債
<u> </u>	アメス・エメリック& Co.	3,600,000	7	1925–1945	バイエルン諸都市合同債
<u> </u>	チェース・ナショナル・バンク、ナショナルシティバンク共同	8,400,000	7	1925–1945	ヴュルテンベルク合同自治体債
	シュパイヤー& Co.	2,800,000	7	1925–1945	フランクフルト・アム・マイン市債
<u> </u>	シティ・バンク・ファーマーズ・トラスト	10,000,000	6.5	1925-1950	ケルン市債
	シュパイヤー& Co.	5,000,000	7	1925–1945	ドレスデン市債
<u> </u>	アメス・エメリック& Co.	1,750,000	7	1925–1945	デュッセルドルフ市債
	チェース・ハリス・フォーブス	3,000,000	7	1925–1945	デュイスブルク市債
	チェース・ハリス・フォーブス	8,700,000	7	1925–1945	ミュンヘン市債
	マニュファクチュアーズ・トラスト Co.	1,500,000	7.5	1925–1950	ハイデルベルク市債
	シュパイヤー& Co.	15,000,000	6.5	1925–1950	ベルリン市債
	発行主幹事	発行全額 (ドル)	利子率 (%)	期 間 (発行年-満期年)	名 恭
J					

表1-C 1924年-1930年にニューヨーク市場で発行されたドイツ・ドル建て外債一覧表(分類別発行順)

ドイツ民間諸企業社債:

シュパイヤー& Co.	6,500,000	6.5	1925-1940	ハンブルク・アメリカン航路
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン& Co.	10,000,000	7	1925–1945	グーテホフヌング製鋼
ナショナル・シティ・バンク	10,000,000	6.5	1925-1940	AEG
ディロン・リード& Co.	3,000,000	7	1925-1930	ルドルフ・カールシュタット百貨店
ディロン・リード& Co.	5,000,000	7	1925–1928	ジーメンス&ハルスケ
ディロン・リード& Co.	5,000,000	7	1925–1935	ジーメンス&ハルスケ
ナショナル・シティ・バンク	10,000,000	7	1925–1945	AEG
ディロン・リード& Co.	12,000,000	7	1925–1930	ティッセン製鋼
ナショナル・シティ・バンク	25,000,000	7	1925-1950	ドイツ中央農業銀行
シュパイヤー& Co.	7,500,000	6.5	1925-1950	ウェストファーレン合同電力
ナショナル・シティ・バンク	10,000,000	7	1925-1950	ライン・ウェストファーレン電力(RWE)
インターナショナル・アクセプタンス・バンク	4,000,000	7	1925–1935	ハンブルク電力
チェース・ハリス・フォーブス	7,500,000	6.5	1926-1950	電力コーポレーション
J. ヘンリー・シュローダー・バンキング・コーポレーション、リー・ヒギンソン& Co. 共同	5,895,000	7	1925–1950	ライン・マイン・ドナウ・コーポレーション (A債)
ディロン・リード& Co.	3,600,000	7	1925–1945	ヘッセン国自治体銀行
ナショナル・シティ・バンク	15,000,000	7	1925–1945	ザクセン公共事業所
チェース・ハリス・フォーブス	6,000,000	6	1925-1945	合同工業(VIAG)
ゴールドマン・サックス& Co.	10,000,000	7	1924–1929	クルップ製鋼
発行主幹事	発行全額 (ドル)	利子率	期 間 (発行年-満期年)	名 蓉

名 恭	期 間(発行年-満期年)	利子率	発行全額 (ドル)	発行主幹事
ドイツ大西洋ケーブル Co.	1925–1945	7	4,000,000	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン& Co.
ザクセン国モーゲージ Inst.	1925–1945	7	5,000,000	ナショナル・シティ・バンク
ザクセン国モーゲージ Inst.	1925–1946	6.5	4,000,000	ナショナル・シティ・バンク
ザクセン公共事業所	1926-1951	6.5	15,000,000	ナショナル・シティ・バンク
ドイツ貯蓄銀行連合	1926-1947	7	25,000,000	チェース・ハリス・フォーブス
エルベ下流電力電灯	1926-1941	7	2,500,000	A.G. ベッカー& Co.
シュテティン電力事業所	1926-1946	7	3,000,000	チェース・ハリス・フォーブス
上部ヴュルテンベルク合同水力電気事業所	1926-1956	7	6,000,000	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン& Co.
マンハイム電力	1926-1941	7	3,000,000	A.G. ベッカー& Co.
上部ファルツ電力	1926-1946	7	1,250,000	ニューヨーク・トラスト Co.
ベルリン電気エレヴェーター&地下鉄会社	1926-1956	6.5	15,000,000	シュパイヤー& Co.
ベルリン市電力	1926-1951	6.5	20,000,000	ディロン・リード& Co.
ライプツイッヒ上部電力	1926-1946	6.5	3,000,000	W.A. ハリマン& Co.
ベルリン市電力	1926-1929	6.5	3,000,000	ハルガルテン& Co
合同工業(VIAG)	1926-1941	6.5	6,000,000	チェース・ハリス・フォーブス
ライン・エルベ・ウニオン製鋼	1926-1946	7	25,000,000	ディロン・リード& Co.
$\bar{\tau} \prec - \gamma$ (Tietz)	1926-1946	7.5	3,000,000	コーン・イクスチェンジ・バンク&トラスト Co.
マンスフェルト鉱山精錬所	1926-1941	7	3,000,000	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン& Co.
MIAG	1926-1956	7	3,000,000	ニューヨーク・トラスト Co.
合同製鋼	1926-1951	6.5	30,000,000	ディロン・リード& Co.
ジーメンス&ハルスケ	1926-1951	6.5	24,000,000	ディロン・リード& Co.

フーゴー・シュティネス	1926-1936	7	12.500.000	ハルシー・スチュアート& Co.
フーゴー・シュティネス工業 Inc.	1926–1946	7	12,500,000	ハルシー・スチュアート& Co.
シュレージエン電力	1926–1946	6.5	4,000,000	チェース・ハリス・フォーブス
イルゼダ製鋼	1926–1946	7	7,500,000	ナショナル・シティ・バンク
ザクセン・アンハルト電力	1926–1928	6.5	1,000,000	セントラル・ユニオン・トラスト Co.
バイエルン・ローマ・カソリック教会	1926–1946	6.5	5,000,000	セントラル・ハノーファー・バンク&トラスト Co.
ドイツ・ローマ・カソリック教会福祉協会	1926-1946	7	3,000,000	セントラル・ハノーファー・バンク&トラスト Co.
ドイツ・プロテスタント教会福祉協会	1926-1946	7	2,500,000	セントラル・ハノーファー・バンク&トラスト Co.
家屋不動産改善会社	1926–1946	7	1,500,000	J.&W. セリグマン& Co.
ドイツ中央農業銀行(I)	1927-1960	6	50,000,000	ナショナル・シティ・バンク
ドイツ中央農業銀行(II)	1927-1960	6	50,000,000	ナショナル・シティ・バンク
ドイツ国地方諸銀行中央銀行 Inc.(A)	1927-1952	6	5,000,000	リー・ヒギンソン& Co.
ドイツ国地方諸銀行中央銀行 Inc.(B)	1927–1951	6	10,000,000	リー・ヒギンソン& Co.
ザクセン国モーゲージ Inst.	1927-1947	6	2,000,000	ナショナル・シティ・バンク
ハノーファー水力発電	1927–1937		1,000,000	リー・ヒギンソン& Co.
ハノーファー国立クレディット・アンシュタルト	1927–1931	6	4,000,000	ブレア& Co.
ライプツイッヒ市立銀行一年債			2,500,000	リー・ヒギンソン& Co.
ライン・ウェストファーレン電力(RWE)	1927-1952	6	15,000,000	ナショナル・シティ・バンク
合同製鋼	1927-1947	6.5	30,000,000	ディロン・リード& Co.
合同製鋼(C)	1926–1951	6.5	10,815,000	ディロン・リード& Co.
ドイツ銀行	1927-1932 (-1935)	6	25,000,000	ディロン・リード& Co.
コメルツ&プリヴァート・バンク	1927–1937	5.5	20,000,000	チェース・ナショナル・バンク

		411 7 sta	24 7 - 7 4E	
各	期 间 (発行年-満期年)	(%)	光打主領(ドル)	発行主幹事
東プロイセン土地所有者協会銀行	1927–1930	6	7,000,000	ブレア& Co.
北ドイツ・ロイド	1927–1947	6	20,000,000	クーン・ローブ& Co.
ウェストファーレン地方銀行一年債		5.5	1,000,000	インターナショナル・アクセプタンス・バンク
ウェストファーレン地方銀行	1928–1933	6	5,000,000	バンク・オブ・マンハッタン・トラスト Co.
ウェストファーレン合同電力(A)	1928–1953	6	20,000,000	シュパイヤー& Co.
ライン・ルール水運連合	1928–1953	6	10,000,000	バンク・オブ・マンハッタン・トラスト Co.
レックリングハウゼン自治体ガス電力	1927-1947	7	1,500,000	アーヴィング・トラスト Co.
フェステン電気鉄道	1927–1947	7	1,750,000	アーヴィング・トラスト Co.
電力コーポレーション	1925–1950	6.5	7,500,000	チェース・ハリス・フォーブス
ポンメルン電力	1928–1953	6	5,500,000	チェース・ハリス・フォーブス
エルベ下流電力電灯	1928–1953	6	4,750,000	A.G. ベッカー& Co.
ブランデンブルク電力	1928–1953	9	5,000,000	E.H. ローリンズ&サンズ
東プロイセン電力	1928–1953	6	3,500,000	チェース・ハリス・フォーブス
ハンブルク電気エレヴェーター・地下鉄・市街電鉄	1928–1938	5.5	8,000,000	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン& Co.
ルーネベルク電力電灯水力	1928–1948	7	1,100,000	アーヴィング・トラスト Co.
ライン・ウェストファーレン電力(RWE)	1928–1953	6	20,000,000	ナショナル・シティ・バンク
ドルトムント自治体電力	1928–1948	6.5	5,000,000	シティ・バンク・ファーマーズ・トラスト Co.
ドイツ建物土地銀行	1928–1948	6.5	5,250,000	A.G. ベッカー& Co.
ナッソー土地銀行	1928–1938	6.5	3,000,000	ハルシー・スチュアート& Co.
ドイツ中央農業銀行	1928–1938	6	23,000,000	ナショナル・シティ・バンク
ドイツ貯蓄諸銀行清算協会合同債	1928–1947	6	17,500,000	チェース・ハリス・フォーブス

にくい中十十三大手を留るこ(A)	1020_1050	п	000 000 00	コー・マボンンとの
177 / 前2水国 存出数11 (A)	1320 1330	0.5	20,000,000) (14 /) (8 CO.
褐炭工業	1928–1953	6.5	2,000,000	リー・ヒギンソン& Co.
シュレージエン土地所有者協会銀行	1927–1947	6	6,000,000	チェース・ナショナル・バンク
ゲルゼンキルヒェン鉱山社	1928–1934	6	15,000,000	ディロン・リード& Co.
AEG	1928–1948	6	15,000,000	ナショナル・シティ・バンク
ルール化学(A)	1928–1948	6	4,000,000	ディロン・リード& Co.
イイーに	1928–1943	6.5	4,000,000	A.G. ベッカー& Co.
ライプツイッヒ見本市コーポレーション	1928–1953	7	2,000,000	アーヴィング・トラスト Co.
イルゼダ製鋼	1928-1948	6	10,000,000	ナショナル・シティ・バンク
ルドルフ・カールシュタット百貨店	1928–1943	6	15,000,000	ディロン・リード& Co.
ルール住宅	1928–1958	6.5	4,600,000	ディロン・リード& Co.
$\mathcal{W} - \mathcal{W} \cdot \mathcal{H} \not\supset (A)$	1928–1953	6.5	12,000,000	ディロン・リード& Co.
ゲスフューレル	1928–1953	6	5,000,000	チェース・ハリス・フォーブス
ハノーファー地方水運	1929–1949	6.5	4,000,000	リー・ヒギンソン& Co.
ベルリン市電力	1929–1959	6.5	15,000,000	ディロン・リード& Co.
プロイセン電力	1929–1954	6	4,000,000	チェース・ハリス・フォーブス
エルベ下流電力電灯	1929–1931	6	600,000	バンク・オブ・マンハッタン・トラスト Co.
ハルペン鉱山	1929–1949	6	10,000,000	ナショナル・シティ・バンク
ハンザ蒸気船航路	1929–1939	6	5,000,000	ギャランティ・トラスト Co.
合同工業(VIAG) 6 ケ月債		7	5,000,000	チェース・ハリス・フォーブス
ライン・ウェストファーレン電力(RWE)	1930-1955	6	30,000,000	ナショナル・シティ・バンク
ジーメンス&ハルスケ (participating debentures A)	1930–1955		14,000,000	ディロン・リード& Co.

6	期 間 (発行年-満期年)	利子率	発行全額 (ドル)	発行主幹事
ベルリン市電力	1930-1955	6	15,000,000	15,000,000 ディロン・リード& Co.
中部ドイツ電力	1930-1934	6	4,000,000	4,000,000 A.G. ベッカー& Co.
ザクセン公共事業所 Inc.	1930-1932	5	10,000,000	10,000,000 ナショナル・シティ・バンク
		小計	1,044,110,000	
	総	파	1,461,560,000 (約15億ドル)	(約15億ドル)

出所:J. F. D. Papers, the File of the German Debt Conference より筆者作成。 R. Kuczynski によ り筆者補足

のぎこうしのないでは、このでき、外の特に新興の投資銀行が目立つ存在である。

とであり、その中で目立つのは単独の投資銀行としてはように、新興投資銀行の発行引受額が顕著に伸びていること・モルガン商会が第四位となっていることからもわかるのぎにこれらを発行主幹事別の額で示したものが表2で

占めているということである。とくに商業銀行が証券(投の証券(投資銀行)子会社がそれぞれ第一位及び第三位をの証券(投資銀行)子会社がそれぞれ第一位及び第三位をディロン・リード商会(Dillon Read & Co.)が発行引受額第

よう。

資銀行)子会社によって証券発行引受業務に大規模に参入

ツ・ドル建て証券を発行引き受けしているかを考察してみル・シティ・グループに関してそれぞれがどのようなドイル・シティ・グループに関してそれぞれがどのようなドイン・シティ・グループに関してそれぞれがどのよう。 まるということは一九二〇年代のアメリカ証券市場におけするということは一九二〇年代のアメリカ証券市場におけ

鋼の多額の社債発行を引き受けていることがわかる。他のることをステップに次にはそれらの合併企業である合同製鋼やライン・エルベ・ウニオン製鋼の社債発行を引き受けな特色として、ルール地方のドイツ鉄鋼会社ティッセン製まずディロン・リード商会について見ると、彼らは大きまずディロン・リード商会について見ると、彼らは大き

表2 ドイツ・ドル建て外債発行主幹事別発行高(1924年-1930年)

発行主幹事	発行高(ドル)
ナショナル・シティ・グループ (ナショナル・シティ・バンク、ナショナル・シティ Co.)	265,000,000
ディロン・リード& Co.	222,000,000
チェース・バンク・グループ (チェース・ナショナル・バンク、チェース・ハリス・フォーブス、 チェース・セキュリティーズ、エクイタブル・トラスト)	177,000,000
J.P. モルガン& Co.	164,000,000
シュパイヤー& Co.	58,000,000
リー・ヒギンソン& Co.	49,000,000
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン& Co.	35,000,000
クーン・ローブ・グループ (インターナショナル・アクセプタンス・セキュリティー&トラスト Co.、インターナショナル・アクセプタンス・バンク、バンク・オブ・マンハッタン・トラスト Co.、クーン・ローブ& Co.)	28,000,000
A.G. ベッカー& Co.	22,000,000
ハルシー・スチュアート& Co.	19,000,000
バンカメリカ・ブレア・グループ	17,000,000
ギャランティ Co.	16,000,000
フィールド・グロア	14,000,000
E.H. ローリンズ	12,000,000
アメス・エメリック	6,000,000
その他	26,000,000
総計	約 1,130,000,000

出所:J. F. D. Papers, the File of the German Debt Conference より筆者作成。

1924-1930年のドイツへの外資流入高 表 3

			(日力 RM)
	長期	短期	分類でき ないもの	合 計
1924	1,000	1,500	400	2,900
25	1,100	300	1,700	3,100
26	1,400	100	△900	600
27	1,700	1,800	400	3,900
28	1,700	1,400	1,200	4,300
29	600	1,100	1,000	2,700
30	1,600		△900	700
合計	9,100	6,200	2,900	18,200

出所: C. R. S. Harris, Germany's Foreign Indebtedness, LONDON 1935, p.7 所載の Economist (Jan. 23, 1932)の推計。

産業へ

あるものであったということができるのである。

1

ッヘ

だけでなく、それらの発行引き受け業務を担当したニュ

ニューヨークでの発行は、

総額が大変大きなものであ

つ

以上一九二〇年代にお

け

るド

イ

ッ

F,

ル

建

7

外

債

0

がえるのである じくドイツにおけ

発行を重点的

に行っ

ŋ

デ イ

口

ン

1]

F

商

会と同

る産業再編 てお

の積極的な関与姿勢がうか

ヨークの諸投資銀行という主体の側から見ても、

ドイ

· ツ 諸

の極めて積極的な関与姿勢を見せるなど極めて特色

も考えられ、 &Aによるトラスト形成を事実上 (とりわけ合同製鋼) こうしてディロ :からディ アメリカ鉄鋼業に ū ン 1] ン 1) 取 į, ĺ 一締役を派遣 商会はこれらの -商会は おけるU 一仲介 的 してい ル 1 13 推進 S・スティー K. ル ることも 才 鉄鋼企業 してい ッ 鉄鋼 諸 0 わ j. M か 企

としているとも読み取 類似した役割を、 の設立を仲介した、 またナショナル・シティ 進出先のド か n 0 る J Р ゲ イ ル ツ鉄鋼業に モ ープ ル 0 ガ ド おいて果たそう 商会の活動にも イ ÿ ド ル 建

外

汁債の発行引き受け業務は、

おもにドイツ

の電力企業の社

ŋ ない ほ とおりとなる。 かろう。 まってアメリカからドイツへ流れ込んでいるとみて大過な ツのへの長期資金の流入と短期資金の流入はぼぼ 証 ぼア イツへ この 券投資すなわち長期資金投資と同じ時期の こうした投資増大の時期においては長短 j のの多くを短期に入れるとすればアメリカからドイ メリカ資金と見ることができよう。 節の補足として、こうしたアメリカからド 0 短期資金の流入との比較を試みるならば表3の ドイツへの外資流入高の長短比較であるが ここで分類でき アメリ 両 資 同 金 額 ź が であ から

相

ドイツ―アメリカ経済関係の推移二 一九二九年世界大恐慌の勃発と

ウォ 期資金が流出していることがわかる。このドイツに流入し 時閉鎖に至る過程であり、そのたびにドイツから多額 た短期資金のドイツからの大量流出の結果がドイツ・ライ 九三一年七月一三日のダナート銀行倒産・ドイツ全銀行 議員選挙でのナチ党の躍進、 いる。このなかでの大きな流れは、 流出額を叙述資料 欄にはその出来事に伴って起きたドイツからの短期資金の 九日にドイツ商業短期債務に関するいわゆる「据え置き協 ヒスバンクの外貨準備の発券準備最低限の四〇%に近づい ア・クレディットアンシュタルトの倒産、 したものである。 定」(Standstill Agreement)が成立するまでを年表にあらわ ーストリア関税同盟案の発表、 表 東京大学出版会、一九九四年等)から抜き出して記して ール街の株価大暴落が発生してから一九三一年八月一 (4は、一九二九年一○月二四日にニューヨ 表中央欄に主な出来事の発生を記し、 (有澤廣巳『ワイマール共和国物語』上・ 一九三一年三月のドイツ・ 同年五月のオーストリ 一九三〇年九月の国会 などを経て、] の短 ク・ 右

フォ

ルト問題の接近なのである。

に関する据え置き協定が調印される。こうしてドイツから 称BIS)を巻き込んだ対処によってドイツ商業短期債務 かりの国際決済銀行 Bank for International Settlements くるのが今度は長期資金たるドイツ・ ていることが分かってくる。そしてこれに続いて起こって の短期資金の急速な流出こそがアメリカ恐慌の世界大恐慌 イギリスの民間債権者銀行、諸中央銀行及び設立されたば 後ドイツ政府による外国為替管理導入の緊急令やアメリカ た後で、 への拡大の最大要因であり、 日)も空しく、ドイツ銀行恐慌が勃発するのである。この フーヴァー・モラトリアム」の導入(一九三一年六月二〇 アメリカ大統領による賠償・戦債支払いに関 それへの対応も活発になされ K ル建て外債のデ わる

第一回ベルリン債務会議の検証 一九三三年五月~六月

国為替管理の導入もそうだ。それらを長期債務の支払業務が働かなくなる。据え置き協定は事態を緩和している。外月以降現実化した。アメリカ信用がストップすれば全機構「わたくしがずっと警告してきたことが一九二九年一○

表 4 「ドイツ商業短期債務据え置き協定」(Standstill Agreement) (1931年8月)の成立

日時	出来事	ドイツ短期資金 流出額(一部)
1929年10月24日	ニューヨーク・ウォール街株価大暴落発生	
1930年 9 月	ドイツ国会選挙	6 億 RM
10月	リー・ヒギンソン& Co. を主幹事とする 1 億2500万 ドルの政府借款	4億RM
1931年3月21日	ドイツ・オーストリア関税同盟案発表	3 億 RM
5月	オーストリア・クレディットアンシュタルトの倒産	1.64億 RM
	ドイツ・カールシュタット百貨店の経営破綻	4 億 RM
6月5日	ベルリン市の信用延長要請にダナート銀行応じず	3.5億 RM
		(6月1日-17日に14億 RM)
6月17日	ノルトヴェルレ(北ドイツ羊毛会社)の倒産	
6月19日	ダナート銀行経営難に陥る ドイツ・ライヒスバンクの外貨発券準備最低限の	
0 7 19 1	40%に近づく 40%に近づく	
6月20日	アメリカ大統領ハーバート・フーバーによる賠償	
07,1201	金・戦債支払一年間モラトリアム声明	
6月25日	英米仏および BIS によるライヒスバンクへの 1 億ド	
	ル繋ぎ融資	
(この間ダ	ナート銀行救済交渉)	
7月12日	ライヒスバンク総裁ルター 追加政府借款を断念	
7月13日	ダナート銀行倒産、ドイツ全銀行一時閉鎖	
7月15日	ドイツ政府外国為替管理導入の緊急令	
7月16日	アメリカ大統領フーバー ドイツ金融恐慌に関する	
	国際会議(ロンドン会議)を提案	
7月22日	アメリカ国務長官スティムソン ロンドン会議にお	
	いて民間債権者銀行、米英仏中央銀行および BIS に	
7月27日	よる調査委員会設置を勧告 米英の民間債権者銀行利益代表者委員会を設置	
/ 月27日		
	パートナー)、ベルリンで事前協議	
8月8日	BIS バーゼルで A. H. ウィギン(チェース・ナショナ	
	ル・バンク頭取)を委員長とする委員会開催(出席者	
	はヤング案諸国およびスイス・オランダ・スウェー	
	デン代表)	
8月15日	同委員会レイトン報告提出	
8月19日	ドイツ商業短期債務据え置き協定調印	
1932年3月1日	据え置き協定第一回延長交渉(1939年まで毎年交渉)	

出所:有澤廣巳『ワイマール共和国物語』(東京大学出版会、1994年)下、579-733頁より筆者抜粋・作成。N. Forbes, により筆者補足。

まるだろう。このままでは一九二三年以上の破局になるだ維持、ができなくなるだろう。ライヒスマルクの減価が始ヒスバンクが中央銀行としての役割を果たすこと、通貨ののために生かす努力をし続けてきた。しかし限界である。

ろう。」

一九三三年五月二九日ドイツの発行した外債に関する債

てライヒスバンク総裁に返り咲いていた、ヤルマール・九三三年一月三〇日のナチ政権成立以降ヒトラーに請われの総裁を務めていたが一九三〇年から一時「ヤング案反対席で、一九二四年以来ドイツ中央銀行たるライヒスバンク権者の代表者をベルリンのライヒスバンクに集めた会議の

アクションをとるつもりか?」

ダレス「(現在開かれている) ロンドン世界経済会議以前に

ンクのヤルマール・シャハト (総裁)、ドライゼ、フォッケ表者であり、他方ドイツの債務者を代表して、ライヒスバイツ外債に対する債権者の所在国を網羅する金融機関の代こにおいて見られるとおり、出席者は、一方においてはドスにおいて見られるとおり、出席者は、一方においてはドスにおいて見られるとおりとなる。こ

シャハトはこう切り出している。

が対することになる。

で一時ストップする。それ以外のプランはない。」金移転)をライヒスバンクの金・外貨準備が再建されるまシャハト「ドイツから国外へのトランスファー(外貨の資

「より具体的な提案をしてくれ。」

まず先のシャハトのあいさつの直後ダレスが質問する。

を改善する手段だ。ロンドン経済会議では間違いなくこれいうやり方だ。いかにしてドイツの外国貿易を増やすかがいうやり方だ。いかにしてドイツの外国貿易を増やすかがとと。その後徐々に事情が許す限り例外を認めていくといったり、いつ導入するかはまだ決めていない。ライヒスシャハト「いつ導入するかはまだ決めていない。ライヒス

シャハト「一五億ライヒスマルクが必要。現在は二億九千質問「金・外貨準備はどれくらい必要なのか?」

が議題となってしかるべきだ。」

表 5 第 1 回ベルリン債務会議出席者一覧表 (1933年 5 月29日 於: ドイツ ベルリン ライヒスバンク)

所在国	代表金融機関	出席者
アメリカ合衆国	チェース・ナショナル・バンク	アルバート・H・ウィギン(頭取)
		シェパード・モルガン
		J・H・ガノン
	法律事務所 サリヴァン&クロムウェル	ジョン・フォスター・ダレス
		フランシス・ダウニー
イギリス	J・ヘンリー・シュローダー商会	フランク・ティアークス
	ラザード・ブラザーズ商会	R・H・ブランド
	ギネス・マホン商会	アーサー・ギネス
	投資信託協会	リチャード・ギネス
	ヘルベルト・ワッグ商会	キャンベル
	ロイヤル・エクスチェンジ保険	H・G・ブラウン
フランス	Banque Française d'Acceptation	ジャン・ヴァレー
オランダ	Verg. f. d. Effectenhandel	J・シュトルーベ
		W・クヌープ・クープマンス
	Provinc. Bund f .d. Effectenhandel	P・D・シュラー
	アムステルダム銀行	H・A・ヴァン・ニーロップ
	Twensche Bank	J・M・テルダース
	ロッテルダム銀行連合	J・W・バイヤン
	ネーデルランド Bankinstelling	H・R・ヴァン・マディク
	A'damsche Scheepsverbank Bank	E・P・ド・マンシー
スウェーデン	ストックホルム・エンスキルダ・バンク	ヤコブ・ヴァレンヴェリ
	スカンジナヴィア信用銀行	P・ブルンデル
	A. B. Syfdvenske Banken	A・ヴァルシュテット
スイス	クレディ・スイス	P・ヤベルク
		H・ブラース
		A・ヨール
	スイス国立銀行	シュワーブ
ドイツ	ライヒスバンク	ヤルマート・シャハト(総裁)
		ドライゼ
		フォッケ

出所:J. F. D Papers, the Faile of the German Debt Confrence より筆者作成。

万ライヒスマルクしかない。」

質問「今度の六月一日の利子支払いはどうなのか?」

シャハト「六月一日には影響しない。この会議はその日を 超えて続くだろうから。またドイツの貿易に必要な短期商

業債務の支払いはもちろん続ける。」

ティアークス「Standstill Agreement がストップすればパ

ニックに陥るが。」

シャハト「Standstill Agreement は続ける。」

スが「トランスファー・アクションの弊害検討」の小グ の代表が「数字の検討」小グループ、イギリス代表とダレ よって、より小さなグループ、すなわちスイスとオランダ このあとドイツ側の退席の下で、A・ウィギンの司会に

ループ、に分かれて債権者側が討議した。

六月一日ダレスとシャハトが会談する。

が起こる場合ドイツは深刻な経済的政治的リスクを負うこ ダレス「ドイツが公的に発行した債券の広範なデフォルト

段を要求してはいないはずである。」

とになる。現在の外貨状況はこれほどドラスティックな手

シャハト「ただちにドラスティックに行動したほうがよい のだ。ドーズ公債、ヤング公債についてはトランスファー

を優先する。」

ダレス「ある種の追加的信用供与の可能性のためにもドー

シャハト「ドイツの商品をより多く購入した国に債務の支 ズ公債は残しておけ。」

いる。

を輸出しているアメリカ合衆国の利益に反する。」

ダレス「それには反対だ。ドイツが必要とする多くの原料

払いが優先されるべきだという考えを示唆する代表が多く

税を引き下げてドイツ商品をもっと買って欲しい。」 シャハト「私もまたこれには反対だ。しかしアメリカも関

界経済会議向けにある種のコミュニケを発表したい。」 シャハト「債務会議の議論は明日には終了し、ロンドン世

案が代表の間に出され検討されるべきだ。」 ダレス「明日午前にライヒスバンクが発表するコミュニケ

シャハト「よろしい。」

ティックな行動が必要だと考えている。」 う。しかしライヒスバンクの外貨準備状態は日に日に悪く 議の後までトランスファーに関する行動を延期したいと思 シャハト「わたくしはもし可能なら(ロンドン世界)経済会 なっているため非常に憂慮している。すばやくドラス

に影響しているのではないか?」
ダレス「ユダヤ人に対する政府の政策が外貨の状態に深刻

りだ。」 いが債務者の義務を完済させることになる法律を通すつもシャハト(それには直接答えず)「ライヒスマルクでの支払

よびそのビジョンと行動力について語った。

シャハトはそれに続いて極めて熱狂的にヒトラー個人お

フォーマルに話ができないか? あるいはロンドン会議後シャハトはこの会談の最後に「次週ベルリンでイン

スイス代表「スイスも事情は同じだ。」

ロンドンで会えないか?」と請うた。

の会談報告の後、オランダ代表のシャハトとの会談が報告ループ」の報告、イギリス長期債務グループのシャハトとスイス代表が昨日シャハトに会ったこと、「数字検討グスイス代表が昨日シャハトに会ったこと、「数字検討グ

る。

ツ製品のボイコットに結果するであろう。」ラスティックな行動がなされれば、オランダの世論はドイオランダ代表「ユダヤ人の取り扱いに加えて、こうしたド

されている

(清算制度) を導入するだろう。」

さなければならないリスクだ。もしそうしたボイコットがされたら、スウェーデン政府はクリアリング・システムの貸し手が全く支払いを受けられなくなるだけだろう。」
スウェーデン代表「トランスファー・モラトリアムが導入
スウェーデン代表「トランスファー・モラトリアムが導入
されたら、スウェーデン政府はクリアリング・システム
に清算制度) を導入するだろう。」

が実現されるべきだ。また Standstill 委員会は続けられ株式でドイツ人が保有しているものはマルクで支払うこと輸出を高めてくれることに同意した。外国債券および外国大月二日のまとめの会議においてシャハトは次のよう述

三者関係(たとえばドイツーブラジルーアメリカなど)がこアメリカからドイツへの原料輸出の重要性や貿易におけるなってくるようなことが原則としてされるべきではない。出超を許す国とそうでない国とで債権者の取り扱いが異当レス自身のメモとしてこう書かれてある。「ドイツに

こでは考慮されていない。」

が発表された。 この会議の後、六月二日付ライヒスバンクのコミュニケ

相互の 外国債権者グループの代表は現在の状況の情報の提供を受 損なわれる。 外貨準備は極めて低い水準にまで至った。これ以上減少す にしても様々な債権者グループとのコンタクトを維持する。 たわけではない。 けるために集まったのでありまだ何らかの交渉過程に入っ スファー問題に関する様々な外国債権者代表とライヒスバ い。この状況に対する具体的な提案はなお作られなかった。 れるためには金・準備通貨が徐々に回復することが望まし るとライヒスバンクが中央銀行として果たす十分な機能が の結果次の共通認識に達した。ライヒスバンクの金および ンクとの協議が行われた。ライヒスバンクは、ドイツの貿 「ライヒスバンクの招きによりベルリンにおいてトラン 外貨準備及び対外債務に関する資料を提出した。 理解と同意に導かれるための状況に対する共同 ドイツの通貨の安定を維持する努力が強化さ ライヒスバンクが今後どんな政策を出す 検討 の検

> 解決されうるからである。 議の際にも緊急を要する目的の一つとしてドイツのトラン 国際的な債務問題は究極的には諸商品の動きによってのみ イツは他の国の貿易問題への努力を求めている。 済の状況がトランスファー問題に対する根本的な要因であ たとライヒスバンクは聞いている。 スファー問題があると想定されるべきである。」 ることは共通理解となっている。 なライヒスバンクとの間の継続する協議グループを設立し る債権者グル ープも、 短期債務に関する委員会と同じよう ロンドンで行われる世界経済会 永続的な解決のためにド ドイツの貿易と世界経 なぜなら

らに疎外感をもたらす。 影響力のある人たちだ。 友好関係を願っている人々だ。家族も含めればそれなりに しない。 の問題を理解できるが、 基準で行うほうがよい。アメリカには二〇万人から三〇万 的な扱いは容認できない。トランスファーの継続を平等の 人のドイツ債券保有者がいる。彼らは基本的にドイツとの 六月三日ダレスはシャハトに対し手紙を送った。「差別 ドイツ企業の在米資産没収問題も起きるかもしれ 支払いの全面停止は疑いもなく彼 債券保有者の典型的 銀行家はトランスファーの困 な人々は 理解 難 化

討を可能にする努力を行うつもりである。

長期債務に関す

ない。

もベルリン債務会議の経過を要約的に報告している。ンドンに滞在していたアメリカ国務長官コーデル・ハルヘダレスはまた六月六日付で世界経済会議のために当時ロ

スファー・モラトリアム法」(案)の要点である。以下が一九三三年六月八日付のドイツ政府による「トランアム法案成文とそれに関するコミュニケ案を持ってきた。アム法案成文とそれに関するコミュニケ案を持ってきた。

条①外国人ないしザールラントの居住者の資本投資に 集の外国人ないしザールラントの居住者の資本投資に 集の通貨によって支払いは、今後はあらかじめ定めら で支払われることにする。もし債務者が外 で支払われることにする。もし債務者が外 でするの通貨によって支払うことを義務付けられてい る場合には、その額は、支払期日の前日における

従いライヒスマルクに換算されるものとする。当該通貨の公的なベルリンにおける交換レートに

Konversionskasseの債権者に対する義務について②債務者は為替転換者としての義務を免れる。

は第三条で定める。

営業し、ライヒスバンクにその口座を維持する。第二条 Konversionskasse はライヒスバンクの監督の下に

う。ライヒスバンクはいつ債権者口座に対して支Konversionskasse 法によって規定される規則に従第三条 払い込まれた額についての債権者の権利は、

払いが行われるかを決める。

第四条 Standstill Agreementの下での支払いにはこの法

(中略)

は適用されない。

第一

第七条 ライヒ商務大臣はこの法に関する例外についてラ

一九三三年五月末から六月初めにかけて行われた第一回第八条 この法律は一九三三年七月一日をもって発行する。

ベ

「ルリン債務会議の経過は以上のとおりであった。この経

告するに当たってダレスは次のような分析とコメントを過について証券保有者・証券発行引受主幹事投資銀行へ報

行っている。

「第一に、この政策の本当の重要点は、むしろドイツ国内の政治情勢だろうと思われる。なぜなら、現在の政府は、内の政治情勢だろうと思われる。なぜなら、現在の政府は、大敗すれば、それは打倒されるだろう。雇用創出はこうした敗すれば、それは打倒されるだろう。雇用創出はこうして現政権の最重要点であり、この達成手段をインフレーで現政権の最重要点であり、この達成手段をインフレーで現政権の最重要点であり、この達成手段をインフレーでのである。をtensive public works program)を行うことに求めている。

とができる。アメリカ債券保有者はそうした『武器』をの自国民の輸入代金支払いを相殺するという方法をとるこを導入することによって、ドイツの債務支払いとドイツへ

もっていない。

マルク残高の使い方』をめぐって行われるだろう。」ていくのがよかろう。それは特に『ドイツに留め置かれる第三に、従ってできるだけ交渉を重ね有利な方向にもっ

お わ り に—小括と展望—

の異名で表現される通り国際短期資金移動の世界経済への本稿の検討によって次の諸点が分かってくる。本稿の検討によって次の諸点が分かってくる。本稿の検討によって次の諸点が分かってくる。本稿の検討によって次の諸点が分かってくる。本稿の検討によって次の諸点が分かってくる。本稿の検討によって次の諸点が分かってくる。本稿の検討によって次の諸点が分かってくる。

一九二九年一〇

月以降の独米間の短期資金移動の動態もまさしく当事者た

攪乱的作用はまことに大きいものがある。

た考察を要するものである。
業短期債務据え置き協定」の成立過程はそれ自体立ち入っ
業を記まねいていたばかりではない。いわゆる「ドイツ商
手をこまねいていたばかりではない。いわゆる「ドイツ商

交渉はさらに継続されるのであり、 履行とも言えない独特の性格をもっている。これに関する の方策は、 払う。このマルクを債権者 バンクの為替転換勘定の中にドイツ通貨であるマルクで支 イヒスバンクから債権者に対し「個別の債務者はライヒス 議の中で債務者側の代表となったドイツの中央銀行たるラ て外債については、一九三三年五月以降のベルリン債務会 この再交渉については個別具体的に見ていく必要がある。 性格から「デフォルト→再交渉」の過程が始まるのであり、 フォルト=債務不履行」の範疇にはいるが、 での債務履行が提案され、事実上再交渉過程に入った。 えて送金する責任はライヒスバンクが持つ」というやり方 九二〇年代にニューヨークで発行されたドイツ・ドル建 第二に対外証券投資に関しては、その長期資金としての 債務の本来の主旨に沿わないという点では (証券保有者) に対し外貨に換 今後掘り下げた検討が 単純な債務不

> チ政権下での継続という論点はさらに掘り下げて検討しなカからドイツへの対外投資の種別による運動形態の違いを にられることにより、この一九二〇年代のドイツ・ドル建 じられることにより、この一九二〇年代のドイツ・ドル建 で外債に関する一九三〇年代以降の継続的な交渉=再交渉 の大の大の大の大の大のところ区別しないでいわゆる「外資引き揚げ」が論 は、アメリ

九九年)の主要テーマの一つであった。 ては拙著『ナチズムとドイツ自動車工業』(有斐閣、一九(1) ドイツにおけるアメリカ自動車企業の直接投資につい ければならない。これらは今後の研究課題である。

東京大学出版会、一九八二年)一一七頁。世界~一九二九—一九三九』(石崎昭彦・木村一朗訳、世界~一九二九—一九三九』(石崎昭彦・木村一朗訳、(2) キンドルバーガーによれば一九二九年にはドイツの諸

3

) 安保哲夫『戦間期アメリカの対外投資→金融・産業の国際化過程→』(東京大学出版会、一九八四年)一九七頁、国際化過程→』(東京大学出版会、一九八四年)一九七頁、国際化過程→』(東京大学出版会、一九八四年)一九七頁、国際化過程→』(東京大学出版会、一九八四年)一九七頁、国際化過程→』(東京大学出版会、一九八四年)一九七頁、国際化過程→』(東京大学出版会、一九八四年)一九七頁、日際化過程→10年)

ない。 唯一の例外である。ただし同論文でも本稿で検討したべ ルリン債務会議についての立ち入った検討は行われてい

J・F・ダレスの生涯は経済界の人間が政治の世界へと アメリカ外交へ)を提供している。 上昇展開していく格好の事例(アメリカの対外投資から 九年)となるあのジョン・フォスター・ダレスである。 のちにアメリカ合衆国国務長官(一九五二年~一九五

5 Clement op.cit. が唯一の例外である。 ガー前掲書二〇三頁など。注(3)に書いたとおり P. 先にも見たが安保哲夫前掲書一九七頁、キンドルバー

(にしむた ゆうじ・京都大学大学院経済学研究科教授)

127